

○ 荇田町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規程

平成28年10月24日

告示第62号

改正 平成29年9月29日告示第48号

平成30年12月25日告示第83号

令和2年12月22日告示第97号

令和4年6月28日告示第6号

(目的)

第1条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等(小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とはならない者に限る。)のうち、荇田町に住所を有する者とする。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書(様式第1号)に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて、町長に申請するものとする。

(給付の決定等)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を調査して調査書(様式第2号)を作成し、給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付を行うことを決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)に

より申請者に通知するとともに、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を交付するものとし、その申請を却下することを決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第5条 前条の規定により給付の決定を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、給付券に記入された業者(以下「納入業者」という。)から用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第6条 受給者は、用具の給付を受けたときは、その負担能力に応じて、必要な費用の一部を自己負担金として、給付券を添えて直接納入業者に支払わなければならない。

2 前項の規定により受給者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。

(費用の請求)

第7条 納入業者は、受給者が受領確認を行った給付券を添付し、用具の給付に必要な費用の額又は別表第1に定める用具の基準額のうちどちらか低い額から前条に規定する自己負担金の額を控除した額を町長に請求するものとする。

(用具の管理)

第8条 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 町長は、受給者が前項の規定に違反したと認めるときは、給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第9条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳(様式第6号)を備えなければならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月29日告示第48号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月25日告示第83号)

この告示は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則(令和2年12月22日告示第97号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月28日告示第6号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

種目	対象者	性能等	基準額(円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロー	66,000

		<p>プ、歩行器等であること。</p> <p>ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>	
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380

	又は施設入所)の者 についても対象)		
電気式たん 吸引器	呼吸機能に障害の ある者	小児慢性特定疾病児童等 又は介助者が容易に使用 し得るもの	62,040
クールベス ト	体温調整が著しく 難しい者	疾病の症状に合わせて体 温調節のできるもの	22,000
紫外線カッ トクリーム	紫外線に対する防 御機能が著しく欠 けて、がんや神経障 害を起こすことが ある者	紫外線をカットできるも の	41,580
ネブライザ ー(吸入器)	呼吸器機能に障害 のある者	小児慢性特定疾病児童等 は介助者が容易に使用し 得るもの	39,600
パルスオキ シメーター	人工呼吸器の装着 が必要な者	呼吸状態を継続的にモニ タリングすることが可能 な機能を有し、介助者等が 容易に使用し得るもの	173,250
ストーマ装 具(消化器 系)	人工肛門を造設し た者 (在宅以外(入院中 又は施設入所)の者 についても対象)	小児慢性特性疾病児童等 又は介助者が容易に使用 し得るもの	113,520
ストーマ装 具(尿路系)	人工膀胱を造設し た者 (在宅以外(入院中 又は施設入所)の者 についても対象)	小児慢性特性疾病児童等 又は介助者が容易に使用 し得るもの	149,160
人工鼻	人工呼吸器の装着	小児慢性特性疾病児童等	128,700

	又は気管切開が 必要な者	又は介助者が容易に使用 し得るもの	
--	-----------------	----------------------	--

別表第2(第6条関係)

自己負担金基準月額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		基準月額 (円)	基準加算 月額(円)	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230	
D階層	A階層, B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって, その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1階層	2,900	290
		3,001~5,800円	D2階層	3,450	350
		5,801~8,700円	D3階層	3,800	380
		8,701~13,000円	D4階層	4,250	430
		13,001~17,400円	D5階層	4,700	470
		17,401~22,400円	D6階層	5,500	550
		22,401~28,200円	D7階層	6,250	630
		28,201~58,400円	D8階層	8,100	810
		58,401~75,000円	D9階層	9,350	940
		75,001~96,600円	D10階層	11,550	1,160
		96,601~121,800円	D11階層	13,750	1,380
		121,801~175,500円	D12階層	17,850	1,790
		175,501~221,100円	D13階層	22,000	2,200

	221,101～380,800円	D14階層	26,150	2,620
	380,801～549,000円	D15階層	40,350	4,040
	549,001～579,000円	D16階層	42,500	4,250
	579,001～700,900円	D17階層	51,450	5,150
	700,901～849,000円	D18階層	61,250	6,130
	849,001～1,041,000円	D19階層	71,900	7,190
	1,041,001円以上	D20階層	全額	左の徴収 基準月額 の10%。 (ただし、 その額が 8,560円 に満たな い場合は 8,560円)

備考

1 自己負担金の額の決定

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 自己負担金の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 対象者に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、自己負担金の額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて当該額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

- (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すものとし、夫婦と対象者が同一家で生活している標準世帯のほか、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時他の土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し随時に帰宅することを例としている場合等は、当該対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学対象者、乳幼児等の18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の3親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情により特に扶養の義務を負わせるものとする。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

(ア) 所得税法(昭和40年法律第33号)

(イ) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

(ウ) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定

(エ) 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、

同法附則第5条第3項，第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)，生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)とする。

- (i) 平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。
- (ii) 指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には，これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし，地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。
- (iii) 生活保護については，現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実，支援給付については，支援給付を受けている事実，市町村民税については，当該年度の市町村民税の課税(地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し，若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻によらないで母となった女子であって，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し，若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻によらないで父となった男子であって，現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に

同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。)又は免除(地方税法第323条による免除)の有無をもって認定の基準とする。

(iv) 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 自己負担金基準月額表の適用時期

この表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 基準月額の欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、自己負担金の額が費用総額を超えないものであること。

4 自己負担金基準月額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した取扱いができるものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「対象者福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町の長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。

様式第1号（第3条関係）

菟田町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

菟田町長 様

申請者住 所
氏 名
(給付対象者との続柄 (※))
電話番号

下記により、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付を申請します。この申請の審査に必要な場合は、私又は私が属する世帯の世帯員の市町村民税等に関する課税資料、住民基本台帳情報、生活保護受給状況について調査・確認されることに同意します。なお、これらを調査・確認されることについては、私の属する世帯員の承諾を得ています。

対象者	氏名(※)				生年月日	年 月 日生 (歳)		
	住所(※)							
	疾患名				個人番号			
世帯の状況(対象者除く)	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考(対象者に対する介護の状況等)			
					個人番号			
					個人番号			
					個人番号			
					個人番号			
					個人番号			
給付を希望する理由								
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 なし	
現在の介護状況		入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部・全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称					希望する型式規模等			
給付上特に希望する事項								
備考								

- (注) 1 他市町村から転入してきた等の理由により菟田町で課税資料が確認できない場合は、書面での提出が必要になる場合があります。
- 2 未申告等の理由により課税資料が確認できない場合は、課税担当課にて手続きをしていただく場合があります。
- 3 (※)は申請者本人と異なる場合に記入。なお、申請者本人の場合は本人と記載する。

様式第2号（第4条関係）

調 査 書（苅田町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業）						
①申請受付番号及び年月日	第 年 月 日	②申請者氏名		③対象者との続柄		
④対象者	氏名		生年月日	年 月 日生（ 歳）		
	住所					
	疾患名					
⑤世帯の状況	氏名	年齢	対象者との続柄	課 税 状 況		備考
				当該年度市町村民税		
				均等割	所得割	
				円	円	
⑥世帯区分	1 被保護世帯，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は市民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯					
⑦住まいの状況	1 自家 2 借家（貸主の諾否）					
⑧給付後の生活の状況	日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動等について該当する状況に○） 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても全介助 4 その他（ ）			その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 （ ）		
⑨給付の必要の有無	1 有 2 無	⑩給付する（しない）理由				
⑪給付する用具名（含む型式規模等）		⑫予定価格	円	⑬扶養義務者が支払うべき額	円	⑭公費負担予定額 円
⑮その他特記事項						
年 月 日 調査員職名 氏名 印						

様式第3号 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

苅田町長

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

先に申請のありました小児慢性特定疾病児童等日常生活用具につきましては、次のとおり決定しましたので、通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日		
対象者氏名		疾患名			
給付する用具名 (含む形式規模等)		納入業者名			
		納入業者の住所	(電話)		
価 格	円	扶養義務者が支払うべき額	円	公費負担額	円
注 意 事 項	1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものです。支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することは、かたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。				

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

苧田町長

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

（理由）

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第9条関係)